資料 2

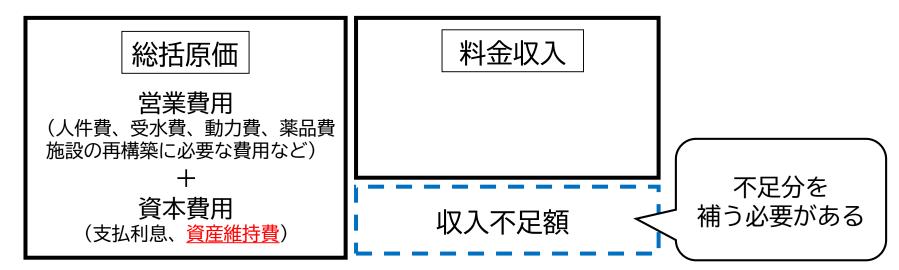
水道料金の適正水準

水道料金の適正水準

- ・水道料金の適正水準 総括原価と料金収入の均衡を保つように設定する。
- ・収入不足額が生じる場合は

料金算定期間(水道料金算定の基礎となる総括原価を集計する期間) 総括原価と料金収入との差額を解消するよう料金改定が必要です。

料金改定のイメージ



収入不足額は①、②によって変わります。

- ①料金算定期間をどのように設定するか。
- ②総括原価(資産維持費)をどのように計上するか。

水道料金の適正水準 検討事項① 料金算定期間の設定

総括原価と料金収入を集計するにあたっては、料金算定期間を設定する必要があります。 料金算定期間は、水道料金算定の基礎となる総括原価を集計する期間のことです。

料金算定期間は、

概ね将来の3~5年を基準とするとされています。

(水道法施行規則第12条)

料金算定期間	特徴
長い場合	水道料金が長期的・安定的に維持できる。
短い場合	給水需要や物価上昇の動向など、 予測に伴う不確定要素をより多く排除できる。

水道料金の適正水準 検討事項② 総括原価(資産維持費)の算入

総括原価 = 営業費用 +資本費用(支払利息 + 資産維持費)

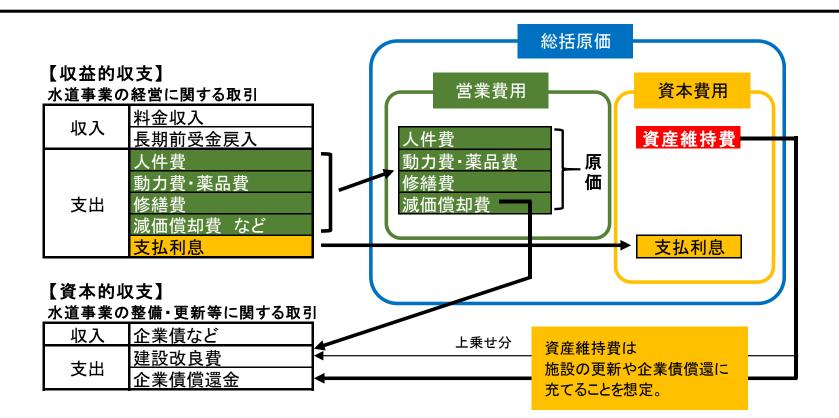
営業費用

支払利息

→ 過去の実績を踏まえて将来予測

資産維持費

→ 施設更新状況などを勘案して計上



資産維持費、料金算定期間、料金改定率の関係

本市の場合は、次のような傾向となります。

資産維持費が大きい

- → 総括原価が増える
- → 料金収入を増やす必要がある
- → 料金改定率が高くなる

料金算定期間が長い

- → 総括原価が増える(物価上昇などにより) 料金収入が減る(人口減少などにより)
- → 料金収入を増やす必要がある
- → 料金改定率が高くなる

試算条件

次の条件で試算

項目	1	2	3	4	
資産維持費 =維持すべき対象資産×資産維持率 ※資産維持率は3%が標準 (日本水道協会 水道料金算定要領)	資産維持率 3.0%	資産維持率 2.0%	資産維持率 1.0%	資産維持率 0.5%	
料金算定期間 ※3~5年が基準 (水道法施行規則第12条)	令和7~9年度(3年間)※前回改定と同じ				
内部留保資金	料金算定期間中に20億円以上確保				
企業債残高	企業債残高対給水収益比率 300%未満				
施設の耐震化	令和10年度の国土強靭化目標を達成 浄水施設の耐震化率 41% 配水池の耐震化率 70% 基幹管路の耐震適合率 60% ※令和7~9年度の建設改良費(見込み)が185.9億円				

試算結果

【試算条件】

・料金算定期間:令和7~9年度(3年間)

(再掲)

・内部留保資金:料金算定期間中に20億円以上確保

·企業債残高 :企業債残高対給水収益比率 300%未満

・施設の耐震化: 令和10年度の国土強靭化目標を達成

※令和7~9年度の建設改良費(見込み)が185.9億円

【試算結果】

単位:億円

		1	2	3	4
		資産維持率 3.0%	資産維持率 2.0%	資産維持率 1.0%	資産維持率 0.5%
令和7~9年度 3年間合計	料金収入	299.2	274.5	249.9	238.7
	実質利益	73.8	49.2	24.6	12.3
	企業債	24.5	44.5	76.3	80.3
	建設改良費	185.9	185.9	185.9	185.9
令和9年度時点	企業債残高	180.3	199.7	230.7	234.5
	企業債残高対 給水収益比率	181.0%	218.5%	277.2%	295.1%

※企業債残高対給水収益比率は給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標 企業債残高対給水収益比率=(企業債残高÷給水収益)×100

【参考】類似団体平均(令和3年度):248.92% 全国平均(令和3年度):265.16%